

第5節 自衛隊災害派遣要請計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 派遣要請先 [通常] ⇨ 知事 ⇨ 自衛隊 [通信途絶時] ⇨ 直接、自衛隊に通知 2 派遣要請事項 ⇨ 災害状況及び派遣要請理由、 派遣希望期間、 派遣希望区域及び活動内容、 その他参考事項 3 受入れ体制の整備 ⇨ 必要資機材、 現場責任者の選定、 仮泊予定地、 駐車場 4 ヘリポートの選定 ⇨ 被災地との位置、 ヘリポート及び道路の被災状況の 把握	総務課 自衛隊

第1 計画の方針

住民の人命又は財産を保護するため必要と認められた場合は、知事に自衛隊の災害派遣要請の依頼をするものとする。

第2 実施責任者

知事に対する自衛隊の派遣要請の依頼は、市長が行う。

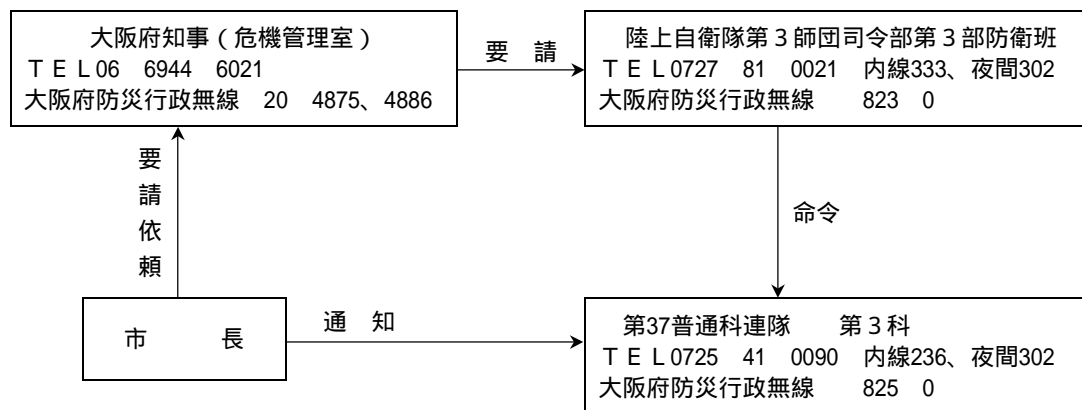
第3 災害派遣要請基準

本市及び府並びに関係機関の機能をもってしてもなお応急措置の万全を期し難い場合、又は事態が急迫し緊急措置を要する場合で、災害に際し、人命又は財産を保護するため、自衛隊の出動が必要であると認められる場合に知事に対して派遣要請の依頼を行うものとする。

第4 災害派遣要請手続

- 1 市長は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、迅速に警察署、消防本部等の関係機関と協議のうえ、知事に派遣要請の依頼を行うものとする。
- 2 知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。
 - (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 3 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の依頼ができない場合は、直接自衛隊に災害の状況を通知する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

派遣要請系統図



第5 自衛隊の自発的出動基準

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

1 要請を待ついとまがない場合の災害派遣

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) その他災害に際し、(1)から(3)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

2 防衛庁施設の近傍等における災害派遣

自衛隊の庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、部隊等の長は部隊を派遣することができる。

第6 派遣部隊の受入体制

自衛隊の派遣が決定した場合は、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、自衛隊の救援活動が円滑に実施できるよう受入れ体制を確立する。

- 1 自衛隊の宿泊施設又は野営場所の準備を行う。
- 2 派遣部隊の到着場所、駐車場等については、あらかじめ和泉警察署と協議のうえ適地を選定する。
- 3 派遣部隊及び関係機関との連絡調整を図るため現地責任者を選定し、府の現地連絡責任者とともに、自衛隊現場指揮官と協議のうえ作業の推進を図る。
- 4 自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容・計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。
- 5 災害に際し、ヘリコプターの要請を行った場合は、被災状況に応じヘリポートを選定する。本市の災害時用臨時ヘリポートは、資料編に掲載のとおりである。

第7 派遣部隊の活動

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。なお、市長

は、派遣部隊の活動状況を適宜府に報告する。

区 分	活 動 内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。 なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」(平成8年1月17日)により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応 急 医 療、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

第8 撤収要請

市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなると判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収の要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話で連絡し、後日速やかに文書を提出するものとする。

資料編	災害時用臨時ヘリポート一覧 自衛隊災害派遣要請(撤収要請)依頼書
-----	-------------------------------------